

庁議事案書

日付	令和5年7月25日(火)	会議種別	政策会議
		事案種別	審議事項
事案名称	障害児通所施設かめっこくらの移転・機能集約について		

1. 事案の概要

提案理由 取り組み内容	<p>かめっこくらは、保護者の就労、休息その他の理由により日中一時的に監護を受けることができない中学校就学前までの児童に対して、活動の場を提供し、見守り、集団生活に適応するための訓練その他の支援を行う、日中一時支援事業を行う指定管理施設です。</p> <p>平成19年10月につつじ学園内に開設し、その後利用者数の増加と寄附物件(平成20年11月に寄附)の有効活用のため、平成21年10月に事業所を東海岸北三丁目に移し、平成24年4月に「かめっこくらぶ」に名称変更、さらなる利用者数の増加に対応するため、平成26年4月につつじ学園内に「かめっこくらぶ松が丘」を再開設し、現在、2か所体制で事業を実施しています。</p> <p>近年、障がい児の療育的支援を望む保護者のニーズを受け放課後等デイサービス事業の利用が増加する一方、かめっこくらの一日平均利用人数はそれぞれ利用定員数の半数程度で推移していること、利用児の心身の負担軽減や安全性の確保、適切な事業規模での事業運営を実現するため、令和6年度から指定管理における日中一時支援事業の機能をつつじ学園内1か所に集約させ、事業を継続し、利用者への丁寧なサービスの提供を実施いたします。</p>
審議事項等	令和6年4月1日から、日中一時支援事業の実施場所を現つつじ学園内で実施中のものに集約し、1か所で行うことについて

2. 行政計画等との関係

(1)茅ヶ崎市総合計画	
主たる政策目標	3.共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち
関連する政策目標	
(2)その他関連計画	外郭団体見直し基本方針(改訂版)、茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画
(3)関係法令	児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、地方自治法

事案担当	福祉部障がい福祉課	内線	3212
関係部課	経営総務部資産経営課、企画政策部行政改革推進課		

政策会議結果報告書

(審議事項 報告事項)

1 開催日	令和5年7月25日(火)
2 件名	障害児通所施設かめっこくらの移転・機能集約について
3 事案担当	福祉部障がい福祉課
4 関係部課	経営総務部資産経営課、企画政策部行政改革推進課
5 出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 病院事業管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 理事経営総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 理事福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 出席 <input type="checkbox"/> 欠席
6 説明者	福祉部長 障がい福祉課長 課長補佐障がい福祉推進担当
7 会議結果	本案件については、提案のとおり承認される。
8 主な意見等	<p>* 現在、かめっこくらの両施設の定員が各10名となっているが、1か所に移転・機能集約後の定員は10名か。【教育長】 → 仰るとおりです。</p> <p>* 現在、つつじ学園内でかめっこくらの松が丘が利用している部屋において、移転・機能集約後も引き続き事業を行う予定か。【教育長】 → 現在利用している部屋の隣室で日中一時支援を実施する予定です。現在は23㎡の部屋ですが、移転後は30㎡の部屋となるため、利用スペースが広がります。</p> <p>* 今後、日中一時支援事業の需要が伸びることは考えられないか。【教育長】 → 日中一時支援事業は、児童より成人の方が需要が高いです。放課後等デイサービスは利用対象が高校生までのため、児童・生徒においては放課後等デイサービスの方が需要が高くなっています。なお、高校卒業後に利用できる通所施設は15時頃に終業となるため、夕方まで預かってほしいという保護者のニーズが高まるものと考えています。</p> <p>* 利用する児童の意向が重要であるため、試行的に移転先を利用してもらう等の配慮が必要ではないか。【市長】 → 利用児童には、移転先の場所と職員に慣れてもらう必要があるため、現地を案内して試行的に施設を利用してもらう等、対応していきます。</p> <p>* つつじ学園における児童発達支援事業・センターの通所児童と、日中一時支援事業の利用時間が被ることはないか。【教育長】 → 通常は被りませんが、学校の長期休暇の時期等においては被ることがございます。ただし、両サービスを実施する部屋が被ることはありません。</p>